

青森県報

第三千三百三十六号

平成二十三年
一月十一日
(火曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高 齢 福 祉 保 険 課) …… 一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) …… 一
- 障害福祉サービス事業者の指定……………(障 害 福 祉 課) …… 二
- 道路の区域の変更……………(道 路 課) …… 二
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………(河 川 砂 防 課) …… 二
- 土砂災害警戒区域の指定……………(同) …… 五
- 公 告……………
- 建設業者の許可の取消し……………(上 北 地 域 民 局) …… 六
- 右 同……………(同) …… 六
- 右 同……………(同) …… 六

告 示

青森県告示第十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月十一日

社 業 者 名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	行 業 所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	介護予防福祉用具貸与	パナソニックエイジソリューションズ青森	上北郡東北町の六	平成三・三・三
日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	特定介護福祉用具販売	パナソニックエイジソリューションズ青森	上北郡東北町の六	"

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月十一日

社 業 者 名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	行 業 所		指 定 年 月 日
			名 称	所 在 地	
日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	福祉用具貸与	パナソニックエイジソリューションズ青森	上北郡東北町の六	平成三・三・三
日建リース工業株式会社	東京都東久留米市八幡町二丁目一七三	特定介護福祉用具販売	パナソニックエイジソリューションズ青森	上北郡東北町の六	"
株式会社パルユー	弘前市大字新町一六七の二	訪問介護	ヘルパーステーションのほほえみ	弘前市大字代官町四代官町木	三・三・三

青森県知事 三 村 申 吾

株式会社パ リユー	弘前市大字新町 一六七の一	介護予防 訪問介護	ヘルパース ティション ほえみの 里	弘前市大字代官 町四五代官町木 村ビル二階	三・三・三
--------------	------------------	--------------	-----------------------------	-----------------------------	-------

青森県告示第十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十三年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サ ービス業 者	名 称	主たる事務所 の所在地	障害福祉サ ービスの種 類	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
	特定非営利 活動法人コ スモス園友 愛の会	八戸市大字尻 内三丁目八 字畑田二九 の三				

1	図面 番号	道路 種類の	路線名	変 更 の 区 間	変 更 の 区 間	変 更 の 区 間	備 考		
市 道			小和森尾崎 線					平川市尾崎木戸口一八六の七七から 平川市尾崎木戸口一八六の八五まで	前後別
					後	前	敷地の幅員	敷地の延長	備考
							二二・五九メートルから 二七・二六メートルまで	四一・八四メートル	
							二一・八五メートルから 三七・九八メートルまで	四一・八四メートル	

青森県告示第十四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。

青森県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
なお、その関係図面は、告示の日から平成二十三年二月十日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 脇元土砂災害警戒区域及び脇元土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成十三年政令第八十四号) 第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

二 前田土砂災害警戒区域及び前田土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 犬走二号土砂災害警戒区域及び犬走二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 桂川土砂災害警戒区域及び桂川土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

五 鞠ノ沢土砂災害警戒区域及び鞠ノ沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

六 前田野目二号土砂災害警戒区域及び前田野目二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

七 砂田二号土砂災害警戒区域及び砂田二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

八 犬走一号土砂災害警戒区域及び犬走一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

九 砂田一号土砂災害警戒区域及び砂田一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

十 端山崎土砂災害警戒区域及び端山崎土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

十一 前田二号土砂災害警戒区域及び前田二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

十二 前田沢土砂災害警戒区域及び前田沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項
次の図面のとおり

(図面省略)

十三 第一山の井沢土砂災害警戒区域及び第一山の井沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域
(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四
条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十四 第二山の井沢土砂災害警戒区域及び第二山の井沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十五 太田山沢土砂災害警戒区域及び太田山沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

十六 雄乃湯沢土砂災害警戒区域及び雄乃湯沢土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条

条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

青森県告示第十五号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県土木整備部河川砂防課及び西北地域県民局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十三年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

一 飯詰一号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

二 飯詰二号土砂災害警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

三 前田野目土砂災害警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

四 太田土砂災害警戒区域

1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

五 山元土砂災害警戒区域

- 1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

六 共栄沢土砂災害警戒区域

- 1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

七 落しの沢土砂災害警戒区域

- 1 指定の区域

五所川原市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 有限会社青森三三

- 二 代表者の氏名 神園 靖子

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡六ヶ所村大字尾駁字野附四六四の八

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第五〇〇二七四号

- 五 取消年月日 平成二十二年十月十三日

- 六 取消しに係る建設業の許可
塗装工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 宮東建設

- 二 氏名 吹越 宮一

- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町字往来ノ下二三の二

- 四 許可番号 青森県知事許可(般 一七)一七五九一号

- 五 取消年月日 平成二十二年十一月十七日

- 六 取消しに係る建設業の許可
ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

- 七 取消しの原因となった事実

平成二十二年九月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十三年一月十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 雅興業
- 二 氏名 小湊 環
- 三 主たる営業所の所在地 三沢市平畑二丁目一の一四〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般 二〇)第五〇〇三六八号
- 五 取消年月日 平成二十二年十一月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
とび・土工工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十二年十月二十五日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭